

埼玉県学習支援事業実施要綱

1 事業目的

中学生及び高校生の生徒並びにその保護者等に対して、高等学校進学及び卒業の重要性を理解させるとともに、基礎学力の向上を図ることにより、高等学校への進学支援及び高等学校中退防止を図ることを目的とする。

2 実施主体

埼玉県（ただし、この事業を実施可能な民間事業者に委託することができる。）

3 事業内容

(1) 支援対象者

ア 中学生及び高校生の被保護者（県福祉事務所が実施責任を負う被保護者とする。）
及びその保護者等

イ 県福祉事務所管内町村に居住する者のうち、就学援助費が支給されている世帯の中学生、高校生及びその保護者等（当該中学生が学習支援事業を利用し、高校進学後も生活困窮世帯である場合は引き続き支援対象者とする。）

ウ 県福祉事務所管内町村に所在する以下の施設等に入所等をしている者のうち、中学生及び高校生

(ア) 児童養護施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設

(イ) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

(ウ) 里親

エ 県福祉事務所管内町村に居住している生活困窮世帯であって、自立相談支援事業を利用してプランを作成し、当該プラン中に学習支援事業の利用を位置付けた世帯の中学生、高校生及びその保護者等

オ 学習支援事業を利用していた被保護者であった者が、年度途中で生活保護が廃止となり、廃止後も学習支援事業の利用を希望している場合であって以下の要件を満たす者

(ア) 県福祉事務所が、学習教室の参加が対象生徒の自立支援に効果があると判断していること。

(イ) 県福祉事務所が、引き続き対象生徒が属する世帯の支援に責任を持つこと。

上記取扱いは、生活保護が廃止となった同一年度中の適用とし、新年度からはイ又はエの取扱いとすること。

カ その他県福祉事務所が支援を必要と認める者。

(2) 学習支援員等

教員経験者や社会福祉士等、教育や福祉に関する専門的な知識を有する学習支援員を配置する。

また、高校生を対象とした学習教室の運営を補助する者として、学習専門員を配置する。

(3) 支援内容

ア 学習教室の運営に関する事。ただし、設置場所、開設日、時間、定員等詳細については、別途定める仕様書のとおりとする。

イ 学習支援事業の利用促進に関する事。

ウ 県内大学等と連携したボランティアの募集活動に関する事。

エ 社会人ボランティアの募集活動に関する事。

オ ボランティア等、本事業に携わる者の専門性向上に向けた研修計画の策定・実施等に関する事。

カ 生徒やその保護者の日常生活習慣の形成及び改善、社会性の育成等のための支援に関する事。

キ 生徒の進学や再就学に関する支援に関する事。

ク 生徒の中退防止のための支援に関する事。

ケ 生徒の就職に向けた就労意欲の喚起や資格取得等の支援に関する事。

コ 引きこもりや不登校の生徒の支援に関する事。

サ 高校生を対象とした特別講習の開催に関する事。

シ 学校やスクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員など関係機関との連携に関する事。

ス ICTを活用した学習支援に関する事。

セ その他生徒の健全育成支援に関する事。

(4) 支援方法

学習支援員による支援対象者への定期的な家庭訪問若しくは役場等での面接又は学習教室の実施等により、中学校入学から高等学校卒業まで継続的に支援する。

4 県福祉事務所の役割及び学習支援員との連携

(1) 3の(1)のアの支援対象者の場合

(3の(1)のオの支援対象者の場合は、この規定に準じるものとする。)

ア 支援対象者に対する説明及び同意書の徴取

県福祉事務所は、支援対象者に対して本事業の説明を行うとともに、学習支援員に対する個人情報提供等の提供等に係る同意書の提出を求める。

イ 県福祉事務所から学習支援員への情報提供

県福祉事務所は、同意書を得られた支援対象者に関する情報を学習支援員に提供する。

ウ 県福祉事務所職員の同行訪問

学習支援員が初回訪問する際には、原則として県福祉事務所職員が同行する。

エ 学習支援員から県福祉事務所への支援状況に関する報告

学習支援員は、県福祉事務所に支援対象者の支援に関する情報を定期的に報告する。

(2) 3の(1)のイ～エの支援対象者から利用希望があった場合

ア 利用希望者に対する説明及び同意書の徴取

学習支援員は、利用希望者に対して面接し本事業の説明を行うとともに、利用申込書及び個人情報の提供等に係る同意書の提出を求める。

イ 学習支援員から県福祉事務所への情報提供

学習支援員は、同意書を得られた支援対象者の利用申込書の写しを、必要に応じて県福祉事務所に送付する。

ウ 県福祉事務所の支援確認

利用申込書の写しの送付を受けた県福祉事務所は、支援内容を確認し、複合的な課題を抱える保護者等を自立相談支援機関等へ適切につなぐ。

また、学習支援員は、必要に応じて、福祉事務所及び自立相談支援機関等に支援対象者の支援に関する情報を報告する。

エ その他

3の(1)のイ～エの支援対象者から県福祉事務所に学習支援事業の利用について直接問い合わせがあった場合は、本事業の説明を行うとともに、学習支援受託事業者の連絡先等を案内する。

(3) 生活保護廃止の場合等

被保護者の支援対象者が生活保護廃止となった場合、又は被保護者以外の支援対象者が被保護者となった場合は、継続して学習支援事業が利用できるよう、県福祉事務所と学習支援員が連携を図るものとする。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和2年3月27日から適用する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から適用する。